

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月29日
【報告者の名称】	かどや製油株式会社
【報告者の所在地】	東京都品川区北品川五丁目1番18号
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区北品川五丁目1番18号
【電話番号】	03-6721-6957（代表）
【事務連絡者氏名】	コーポレート本部 管理部長 水嶋 寛
【縦覧に供する場所】	かどや製油株式会社 （東京都品川区北品川五丁目1番18号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

- （注1） 本書中の「当社」とは、かどや製油株式会社をいいます。
- （注2） 本書中の「公開買付者」とは、株式会社ITG-Gホールディングスをいいます。
- （注3） 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- （注4） 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- （注5） 本書中の「株券等」とは、株式等に係る権利をいいます。
- （注6） 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- （注7） 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- （注8） 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2026年9月15日付で提出いたしました意見表明報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定に基づき、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

2【訂正事項】

- 4 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等
 - (2) 意見の根拠及び理由
 - ④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

4【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等】

(2)【意見の根拠及び理由】

④ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(訂正前)

<前略>

その後、本特別委員会は、同月9日付で、小澤氏及びインテグラルに対して、2026年9月7日付回答書に対する回答書を送付しました。その中で、本特別委員会は、一般株主の利益を確保する観点から、本来であれば、各候補者から法的拘束力を有する提案が提出された後に、その内容の比較検討を行うことが望ましいと考えていること、もっとも上記のような本検討手続の経緯に照らせば当該時点においてそのような対応を行うことは難しく、2026年8月27日付提案が失効するリスクも踏まえ、他候補者を排除しないことを前提として企業価値向上及び株主共同の利益の観点から望ましく、かつ当該時点において最も高い価格水準を提示していた2026年8月27日付提案に対して、賛同及び応募推奨を行うことが可能であるとの考えを説明しました。その上で、既存候補者を本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項の対象から除外すること及び既存候補者との協議・検討を一律に終了することは受け入れ難い旨を伝達するとともに、2026年8月27日付提案が現時点において最も魅力的な提案であるとの評価を維持していることを説明しました。

<中略>

その後、当社及び本特別委員会は、同年9月14日に、小澤氏及びインテグラル以外で唯一法的拘束力のある提案をしたB社に対して、本検討手続における検討結果を通知するとともに、秘密保持契約に基づくスタンドスティル義務の遵守及び秘密情報の返還又は廃棄を求めました。もっとも、当社及び本特別委員会は、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化を図る観点から、小澤氏及びインテグラルとの協議及び交渉を優先して進める方針としたものの、現時点において本候補者による買収提案に係る検討プロセスが終了したものではないと認識しております。当社及び本特別委員会は、引き続き、A社及びC社との対話及び情報交換を継続しており、今後、各候補者から法的拘束力を有する買収提案、公開買付価格その他の条件改善を内容とする提案、又はこれらに準ずる提案が提出される可能性があるものと認識しております。A社については、本書提出日現在、A社における重要確認事項の確認が取れた場合は、法的拘束力を有する買収提案を当社に提出することを検討しており、C社については、現在デュー・ディリジェンスを進行しており、法的拘束力を有する買収提案を当社に提出することを検討しているとのことです。当社及び本特別委員会は、企業買収における行動指針並びに当社取締役が負う善管注意義務を踏まえ、今後新たな提案又は条件改善提案がなされた場合には、2026年8月27日付提案との比較検討を含め、その内容を真摯に評価及び検討する方針としております。そのため、当社及び本特別委員会は、公開買付者を現時点における最終候補者として評価しているものの、今後の提案状況、競争環境の変化及び取引条件の更新内容等によっては、必要に応じて各候補者との協議を継続し、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に資する選択肢について引き続き検討を行うこととしております。当社及び本特別委員会は、今後も、本公開買付価格その他の経済条件のみならず、取引実行の確実性、資金調達能力、競争法その他の法令上の許認可取得可能性、取引実行までの時間軸、本取引実施後の経営方針及び企業価値向上施策等を総合的に考慮しながら、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化の観点から最善の判断を行う方針です。

<中略>

当社取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(訂正後)

<前略>

その後、本特別委員会は、同月9日付で、小澤氏及びインテグラルに対して、2026年9月7日付回答書に対する回答書を送付しました。その中で、本特別委員会は、一般株主の利益を確保する観点から、本来であれば、各候補者から法的拘束力を有する提案が提出された後に、その内容の比較検討を行うことが望ましいと考えていること、もっとも上記のような本検討手続の経緯に照らせば当該時点においてそのような対応を行うことは難しく、2026年8月27日付提案が失効するリスクも踏まえ、他候補者を排除しないことを前提として企業価値向上及び株主共同の利益の観点から望ましく、かつ当該時点において最も高い価格水準を提示していた2026年8月27日付提案に対して、賛同及び応募推奨を行うことが可能であるとの考えを説明しました。その上で、既存候補者を本公開買付契約におけるフィデューシャリー・アウト条項の対象から除外すること及び既存候補者との協議・検討を一律に終了することは受け入れ難い旨を伝達するとともに、2026年8月27日付提案が2026年9月9日時点において最も魅力的な提案であるとの評価を維持していることを説明しました。

<中略>

その後、当社及び本特別委員会は、同年9月14日に、小澤氏及びインテグラル以外で唯一法的拘束力のある提案をしたB社に対して、本検討手続における検討結果を通知するとともに、秘密保持契約に基づくスタンドスティル義務の遵守及び秘密情報の返還又は廃棄を求めました。もっとも、当社及び本特別委員会は、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化を図る観点から、小澤氏及びインテグラルとの協議及び交渉を優先して進める方針としたものの、2026年9月15日時点において本候補者による買収提案に係る検討プロセスが終了したのではないと認識しております。当社及び本特別委員会は、引き続き、A社及びC社との対話及び情報交換を継続しており、今後、各候補者から法的拘束力を有する買収提案、公開買付価格その他の条件改善を内容とする提案、又はこれらに準ずる提案が提出される可能性があるものと認識しております。A社については、2026年9月15日時点において、A社における重要確認事項の確認が取れた場合は、法的拘束力を有する買収提案を当社に提出することを検討しており、C社については、現在デュー・ディリジェンスを進行しており、法的拘束力を有する買収提案を当社に提出することを検討しているとのことです。当社及び本特別委員会は、企業買収における行動指針並びに当社取締役が負う善管注意義務を踏まえ、今後新たな提案又は条件改善提案がなされた場合には、2026年8月27日付提案との比較検討を含め、その内容を真摯に評価及び検討する方針としております。そのため、当社及び本特別委員会は、公開買付者を2026年9月15日時点における最終候補者として評価しているものの、今後の提案状況、競争環境の変化及び取引条件の更新内容等によっては、必要に応じて各候補者との協議を継続し、企業価値向上及び株主共同の利益の最大化に資する選択肢について引き続き検討を行うこととしております。当社及び本特別委員会は、今後も、本公開買付価格その他の経済条件のみならず、取引実行の確実性、資金調達能力、競争法その他の法令上の許認可取得可能性、取引実行までの時間軸、本取引実施後の経営方針及び企業価値向上施策等を総合的に考慮しながら、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化の観点から最善の判断を行う方針です。

<中略>

当社取締役会の決議の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

2026年9月14日以降、当社及び本特別委員会は、A社及びC社との対話及び情報交換を継続して行っていました。

そのような中、当社は、C社から、2026年10月27日付で、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け（C社）」といいます。）及びその後のスクイズアウト手続を通じた当社株式の非公開化（以下「本取引（C社）」といいます。）に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本C社提案」といいます。）（注2）を受領いたしました。本C社提案によれば、C社は、現時点で、当社株式のうち、(i)法人株主、小澤物産及び小澤商事が保有する当社株式については、これらの株主との間で自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結し、当該契約に基づく当社による自己株式取得（以下「本自己株式取得（C社）」といいます。）を、(ii)その他の株主が保有する当社株式については、本公開買付け（C社）により取得することを、それぞれ予定しているとのことです。もっとも、本C社提案によれば、現時点において、C社は、法人株主、小澤物産及び小澤商事との間で上記(i)の不応募合意は締結していないものの、法人株主それぞれと複数回にわたり面談を実施し、C社から法人株主に対して、C社の投資方針、本取引（C社）の目的及び本C社提案の内容について説明して理解を得た上で、三菱商事との間では、本公開買付け（C社）に係る不応募及び本自己株式取得（C社）に関する契約について協議を行っており、実際の契約書のマークアップ含め具体的な検討を進めている状況とのことであり、また、三井物産との間では、本C社提案の内容についての協議を重ねている状況とのことであり、本C社提案提出後も継続して協議をする予定とのことです。本C社提案によれば、法人株主及び創業家株主が保有する当社株式について、本公開買付け（C社）に応募するか、本自己株式取得（C社）の対象とするかについては、これらの株主との

今後の協議事項であり、各株主の意向も踏まえた上で決定する予定とのことです。また、本C社提案によれば、後述のとおり、本公開買付け（C社）の開始は、C社と法人株主及び創業家株主の全て又はそのいずれかとの間で本公開買付け（C社）への不応募及び本自己株式取得（C社）に関する契約が有効に締結され、存続していること又は締結のための協議が継続していることを条件としているとのことです。加えて、C社においては、公開買付けの開始時点までに法人株主及び創業家株主のうち少なくともいずれかとの間でかかる契約を締結していることを（本公開買付け（C社）を開始する前提ではないものの）目指しているとのことです（なお、法人株主、小澤物産及び小澤商事に加えて、今後の協議次第では、小澤氏が保有する当社株式も本自己株式取得（C社）の対象に加わる可能性があるとのことです。）。かかる検討状況を踏まえて、本C社提案においては、現時点における本公開買付け（C社）に係る1株当たり公開買付け価格（以下「公開買付け価格（C社）」といいます。）に関しては次のとおりとのことです。すなわち、公開買付け期間満了までにおける法人株主及び創業家株主との間の契約締結状況に応じて、（i）法人株主、小澤物産及び小澤商事とC社との間で、当社による法人株主、小澤物産及び小澤商事が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（C社）①」といいます。）には、公開買付け価格（C社）を3,000円、（ii）法人株主とC社との間で、当社による法人株主が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（C社）②」といいます。）には、公開買付け価格（C社）を2,907円、（iii）三菱商事、小澤物産及び小澤商事とC社との間で、当社による三菱商事、小澤物産及び小澤商事が所有する当社株式の自己株式取得を用いたストラクチャーとすることを内容とする不応募契約を締結することができた場合（以下「自己株式取得ストラクチャー（C社）③」といい、自己株式取得ストラクチャー（C社）①及び自己株式取得ストラクチャー（C社）②とあわせて、自己株式取得ストラクチャー（C社）と総称します。）には、公開買付け価格（C社）を2,872円とするとのことであり、また（iv）本C社提案によれば、現時点で、C社としては本公開買付け（C社）の開始時点で法人株主及び創業家株主のうち少なくとも1者との間では不応募契約を締結する想定であることから、想定はしていないストラクチャーではあるものの、仮に本自己株式取得（C社）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合には、公開買付け価格（C社）は2,654円となるとのことです。また、各自己株式取得ストラクチャー（C社）における自己株式取得価格については、（i）自己株式取得ストラクチャー（C社）①の場合の法人株主、小澤物産及び小澤商事が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格はそれぞれ2,464円、2,384円及び2,717円、（ii）自己株式取得ストラクチャー（C社）②の場合の法人株主が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格は2,389円、（iii）自己株式取得ストラクチャー（C社）③の場合の三菱商事、小澤物産及び小澤商事が保有する当社株式1株当たりの自己株式取得価格はそれぞれ2,360円、2,283円及び2,601円とすることを予定しているとのことです。加えて、本C社提案によれば、C社は一定の前提条件（注4）が全て充足されることを条件として、2026年11月中旬頃に公開買付けを開始することを想定しているとのことです。

	自己株式取得ストラクチャー（C社）①	自己株式取得ストラクチャー（C社）②	自己株式取得ストラクチャー（C社）③	本自己株式取得（C社）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合
公開買付け価格 （1株当たり）	3,000円	2,907円	2,872円	2,654円
自己株式取得価格 （三菱商事、1株当たり）	2,464円	2,389円	2,360円	—
自己株式取得価格 （三井物産、1株当たり）	2,464円	2,389円	—	—
自己株式取得価格 （小澤物産、1株当たり）	2,384円	—	2,283円	—
自己株式取得価格 （小澤商事、1株当たり）	2,717円	—	2,601円	—

（注2） 本C社提案における本公開買付け（C社）の主要条件は以下のとおりです。

- 普通株式1株当たりの公開買付け価格：（i）自己株式取得ストラクチャー（C社）①の場合には3,000円、（ii）自己株式取得ストラクチャー（C社）②の場合には2,907円、（iii）自己株式取得ストラクチャー（C社）③の場合には2,872円とするとのことであり、（iv）C社提案によれば、現時点でC社としては想定はしていないものの本自己株式取得（C社）を実行せず、本公開買付け（C社）のみ実行する場合には2,654円となるとのことです。
- 買付主体：本取引（C社）のための特別目的会社

- ―公開買付期間：30営業日を想定しているものの、公開買付期間満了のタイミングに照らし、30営業日を若干上回る期間を設定することも検討
- ―買付予定数の上限：なし
- ―買付予定数の下限：法人株主及び創業家株主との合意状況を踏まえ、本公開買付け（C社）後の議決権の3分の2以上を確保できる水準

- (注3) 本C社提案によれば、C社は、本取引（C社）実行の資金をC社が投資関連サービスを提供し又はC社の関係会社が管理・運営するファンド（以下「C社ファンド」と総称します。）によるエクイティ出資及び金融機関からの借入れにより賄うことが想定されているとのことであり、本C社提案には、金融機関2行及びC社ファンドによるコミットメント・レターの写しも添付されています。
- (注4) 本C社提案によれば、本公開買付け（C社）の開始は、①本公開買付け（C社）に関して当社の賛同が得られており、これが撤回又は変更されず維持されていること、②本公開買付け（C社）に関して本特別委員会が当社取締役会に対して①の内容の意見表明を行うことが相当である旨の答申が行われており、かつ、これが撤回又は変更されず維持されていること、③C社と法人株主及び創業家株主の全て又はそのいずれかとの間で本公開買付け（C社）への不応募及び本自己株式取得に関する契約が有効に締結され、存続していること、又は締結のための協議が継続していること、④本取引（C社）に係る公開買付契約書に定める当社が履行若しくは遵守すべき義務又は当社による表明保証の違反がないこと、⑤法第27条の11第1項但書に定める当社又はその子会社の業務又は財産に関する重要な変更その他の本公開買付け（C社）の目的の達成に重大な支障となる事情が生じていないこと、及び、⑥当社に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）で当社が公表（同条第4項に定める公表を意味します。）していないものが存在しないことを条件とするとのことです。

当社及び本特別委員会は、本C社提案を受領したことを踏まえて、本C社提案が当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の確保に資するものであるかについて、本公開買付けとの比較検討を含め、慎重に評価及び検討する必要があると判断しております。当社は、本C社提案が上記のようなものであり、公開買付価格（C社）は本公開買付価格より高い水準であることに加えて、当該提案の法的拘束力、資金調達の確実性、取引実行の蓋然性及び企業価値向上施策等を総合的に勘案し、本C社提案は、本公開買付契約（当該契約の概要については、下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」をご参照ください。）に基づき、適格対抗提案（下記「(6) 公開買付けに係る重要な合意」の「① 本公開買付契約」において定義します。以下同じです。）に該当すると評価しており、また、本C社提案を受けているにもかかわらず、なお本賛同意見表明を維持することが、当社の取締役の善管注意義務違反を構成する具体的なおそれがあると合理的に認められると判断したため、公開買付者に対して、本公開買付価格の変更について協議を申し入れることが妥当であると判断いたしました。そのため、当社は、2026年10月28日付で、本公開買付契約に基づき公開買付者に対して本公開買付価格の変更について協議を申し入れております（以下「本申入れ」といいます。）。なお、本公開買付契約によれば、公開買付者が、本申入れを行った日から7営業日を経過する日又は本公開買付期間満了日の前営業日のうちいずれか早い方の日、すなわち、2026年10月29日までに（ただし、公開買付者が本公開買付期間を延長する場合には、本申入れを行った日から7営業日を経過する日である同年11月9日までとなります。）、本公開買付価格を公開買付価格（C社）以上の金額に変更する旨の再提案を行わない場合には、当社は、事前に公開買付者に書面により通知した上で、本公開買付契約に基づく当社の一定の義務を負わず、かつ、本賛同意見表明を撤回又は変更する取締役会決議を行うことができ、さらに、公開買付者に対して書面で通知することにより、本公開買付契約を解除することができるものとされております。

当社及び本特別委員会は、かかる本公開買付契約の内容も踏まえ、今後、公開買付者及びC社との間で必要な協議等を行い、それぞれの提案内容について慎重に評価及び検討してまいります。なお、2026年10月29日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の当社取締役会の意見に変更はありません。

以 上